

第4章 モデル分析

4-1 生活圏モデルの考え方

日常生活、とりわけ住民の日常社会生活上必要な機能として、本調査で取り上げる機能として、次に挙げるものが想定される。なお、日常生活にかかわるもののうち、供給処理については、上下水道、ガス等のライフラインの整備の有無が、情報についても携帯電話やインターネット、ケーブルテレビ等のサービス提供の有無といったものがあるが、本調査における生活圏モデル分析の中では取り扱わない。その他、公共サービスの中でも、例えば、裁判所などの日常社会生活と密接な関わりが薄いサービスについても取り扱わないとする。

医療・福祉	総合病院（各種病床を有する病院） 二次医療（病院、訪問医療拠点） 老人ホーム デイサービス、地域包括支援センター 福祉センター（生活相談）	緊急医療病院 一次医療（かかりつけ、診療所（内科、歯科等）） ショートステイ 訪問介護拠点、グループホーム 基幹集落センター
商業・購買・金融	ショッピングセンター（総合スーパー） 専門スーパー（住関連、衣料品、ホームセンター） コンビニエンスストア 飲食店、特産品販売所 都市銀行支店 銀行支店、ATM	娯楽施設（余暇施設） 中心市街地（商店街） 食料品スーパー 生業としての個人商店 地方銀行支店、信用金庫 郵便局（ポスト）、JA等の金融機関
教育、文化、安心・安全	高次教育施設（大学、専門学校、高等学校） 行政機関（公的機関） 消防署 小学校、公民館 地域情報センター	高次文化施設（文化センター） 市民運動施設、市民会館、文化会館 行政窓口（支所） 警察駐在所、消防団
日常生活維持・コミュニティ	散髪、理容 防災組織（消防、要援護者支援） 農地や施設等の共同維持管理 宅地内の管理（雪下ろし、草刈り）	ゴミ捨て 集会場等におけるコミュニティ施設 伝統芸能、文化の継承、祭り 生業の維持（結い、結い返し）

4-2 生活サービス機能の維持・確保を図る上でのモデル圏域の考え方

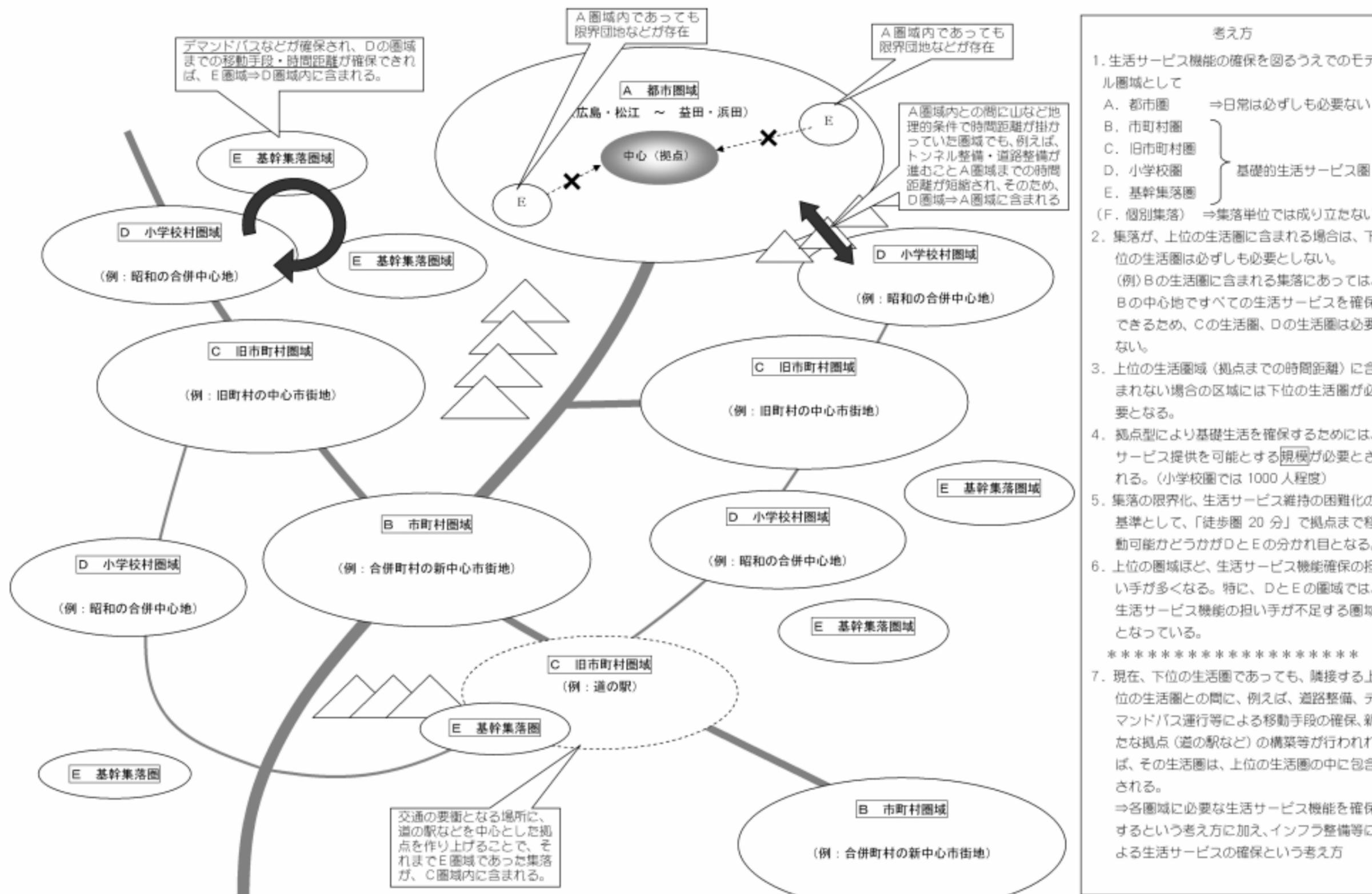
4-1 で挙げた各種日常生活サービスの維持・確保を図る圏域の考え方として、A（都市圏域）、B（市町村圏域）、C（旧市町村圏域）、D（小学校区圏域）、E（機関集落圏域）、F・G（集落・各戸）の6つの圏域に分類し、それぞれに想定される生活サービス機能、圏域設計の条件（時間距離、移動手段の確保、圏域内の人口）、生活サービス機能の確保の担い手、及びサービスの種類（拠点型、配達型）の分類を行った。

また、これらモデル圏域の考え方を踏まえ、中国圏の生活圏モデル圏域ネットワークを整理する。

図4-2 (生活サービス機能の維持・確保を図る上でのモデル圏域の考え方)

設定圏域	モデルイメージ図	想定される生活サービス機能	圏域設定の条件整理			生活サービス機能確保の担い手	サービスの種類 (サービスの類型)
			①時間距離	②移動手段の確保	③圏域内の人口等		
A 都市圏域	<p>圏域内の住民は、直接(個人)的に生活サービス機能を受容 Oは集落 設する人は、圏域外からでも訪問 B圏域とは、幹線道路、軌道系交通により接続</p>	<p>A～Dの全ての生活サービス機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> 総合病院(各種病床を有する病院)、緊急医療病院 老人ホーム、シヨースナイ 商業・娯楽・金融 <ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンター(総合スーパー) 駅前施設(茶屋敷) 都市銀行支店 教育、文化施設 <ul style="list-style-type: none"> 高次教育施設(大学、専門学校、高等学校) 高次文化施設(文化センター) 	<p>■車で1時間以上かけても行きたい。</p> <p>(頻度等) 行かなくても生活上支障は少ない</p>	<p>自動車圏</p> <p>幹線道路を通過し路線バス 自動車利用までの運転が可能 「クルマ」が利用可能な地域は利用可能な地域に近接する</p>	<p>■商圏人口 ・5万人程度(生活圏域外からも来街する) ■都市人口 ・3～5万人</p> <p>※市と町村の合併の場合の市の中心市街地に想定</p>	<p>民間企業(商圏)</p> <p>地域団体(商工会・JA・社協)</p> <p>NPO等の市民組織・ボランティア</p>	<p>拠点型：生活サービス提供場所まで来訪</p>
B 市町村圏域	<p>下位の圏域への訪問医療のサービス提供 C、D圏域とは、地域内幹線道路により接続</p>	<p>B～Dの生活サービス機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> 2次医療(病院、訪問医療拠点) ケアサービス、地域包括支援センター 商業・娯楽・金融 <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地(商店街) 福祉施設 専門スーパー(住関連、衣料品、ホームセンター、ドラッグストア) 地方銀行支店、信用金庫 教育、コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> 行政機関(公的機関) 市民運動施設、市民公園、文化会館 	<p>■車で30分から1時間かけて行く必要がある。</p> <p>(頻度等) 生活サービスの確保のために月に1回程度行く必要がある。</p>	<p>自動車圏</p> <p>自動車利用までの運転が可能 「クルマ」が利用可能な地域は利用可能な地域に近接する</p>	<p>■都市人口 ・1～2万人</p> <p>※町村同士の場合の新町(市)の中心市街地に想定</p>	<p>民間企業(商圏)</p> <p>地域団体(商工会・JA・社協)</p> <p>NPO等の市民組織・ボランティア</p>	<p>拠点型：生活サービス提供場所まで来訪</p>
C 旧市町村圏域	<p>道の駅などを中心とする拠点 車30分圏 幹線道路</p>	<p>C～Dの生活サービス機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> 1次医療(かかりつけ、診療所(内科、歯科、美容等)) 訪問介護拠点、グループホーム 福祉センター(生活相談) 日常生活維持 <ul style="list-style-type: none"> 飲食、理容 商業・娯楽・金融 <ul style="list-style-type: none"> 食料品スーパー 銀行支店、ATM 教育、コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> 消防署 行政窓口(支所) 	<p>■車で30分以内で行く必要がある。</p> <p>(頻度等) 生活サービスの確保のために月に数回程度行く必要がある。</p>	<p>自動車圏</p> <p>自動車利用までの運転が可能 「クルマ」が利用可能な地域は利用可能な地域に近接する</p>	<p>■旧町村人口 ・数千～1万人</p> <p>※合併前の町村の中心地や交通拠点に想定</p>	<p>民間企業(商圏)</p> <p>地域団体(商工会・JA・社協)</p> <p>NPO等の市民組織・ボランティア</p>	<p>拠点型：生活サービス提供場所まで来訪</p>
D 小学校区圏域	<p>小学校等の地区拠点 車10分圏 徒歩20分圏 旧町村の中心地 小学校等の地区拠点</p>	<p>D～Eの生活サービス機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> 基幹集落センター 商業・娯楽・金融 <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンス機能を有する商店 郵便局(ポスト)、JA等の金融機関 飲食店、特産品販売所 教育、コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> 小学校、公民館 警察駐在所、消防団 地域情報センター 	<p>■車で10分程度、または歩いていく必要がある。</p> <p>(頻度) 生活サービスの確保のために週に数回程度行く必要がある</p>	<p>自動車圏</p> <p>自動車を利用できない住民が存在 徒歩圏</p>	<p>■小学校単位 ・1千人程度</p>	<p>民間企業(商圏)</p> <p>地域団体(商工会・JA・社協)</p> <p>NPO等の市民組織・ボランティア</p>	<p>拠点型：生活サービス提供場所まで来訪</p>
E 基幹集落圏域	<p>山・川などの地理的条件 D圏域の拠点まで徒歩20分以上</p>	<p>日常生活維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミ捨て 商業・娯楽 <ul style="list-style-type: none"> 生業としての個人商店(必ずしも必要ではない) サービスを受容できる場(拠点) コミュニティ等 <ul style="list-style-type: none"> 防災組織(消防、要援護者支援) 	<p>■歩いて上記圏域に行くことができない。</p> <p>(頻度) サービスを受けたくても、受けることができない</p>	<p>徒歩圏</p> <p>徒歩圏20圏域から外れる集落が存在する場合、生活サービス機能の維持・確保を図る上で基幹集落圏域が必要</p>	<p>■基幹集落単位 ・100世帯(?) ⇒「生活まるごとサービス」が機能する単位をモデル実験により検証(ニーズと対応量のバランス、対価の支払いにおける業としての成立性)</p>	<p>民間企業(商圏)</p> <p>地域団体(商工会・JA・社協)</p> <p>NPO等の市民組織・ボランティア</p>	<p>配達型：サービス提供各戸にサービスを提供</p>
F 集落	<p>(共通認識・前提条件)</p>						
G 各戸	<p>今後、中国圏の中山間地域では成立しにくい</p>						

図 4-3 (中国圏の生活圈モデル圏域ネットワーク)



4-3 ワンストップサービスと集落における移動型・配達型サービス

(1) ワンストップサービス

第3章で整理したように、中国圏の中山間地域における各種生活サービスの確保、また、地域の担い手不足から維持が困難となってきた共同作業の実施は、個人・集落単位を中心とした取組では限界が生じてきている。

したがって、個人・集落単位での地域運営から複数の集落が統合した形での地域運営組織が求められ、地域内の人材、資源、情報が集約し、効果的なサービスの提供が可能な拠点が必要となる。

(2) 末端の集落における移動型・配達型サービス

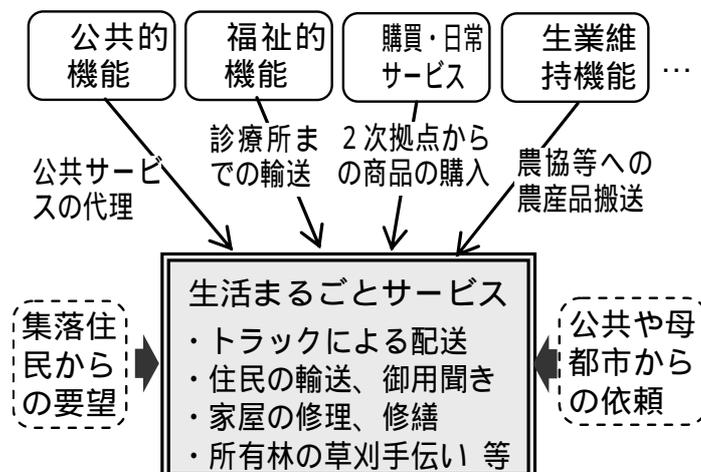
生活まるごとサービス

地域運営の拠点として、様々な機能が集約したワンストップサービスが重要視されるものの、将来的に車が利用できなく住民が増加することにより、地域運営の拠点となるワンストップサービスまでの移動も困難となってくる。

したがって、ワンストップサービスに加え、移動型・配達型サービス等による個別の生活サービス機能が求められるが、個別の生活サービスでは限界が生じている。

そこで、集落住民からの日常サービスに関する依頼や、福祉、日常生活支援、生業支援などに、個別でなくトータルに対応できる、また、行政や都市側からの依頼などにも対応できる『生活まるごとサービス』モデルが考えられる。

図4-4 (生活まるごとサービスのイメージ)



生活まるごとサービスの担い手と運営の考え方

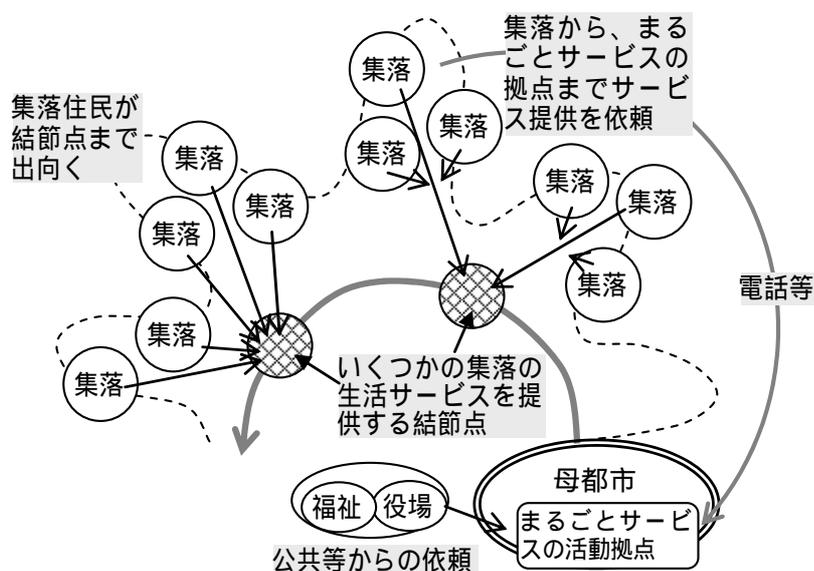
生活まるごとサービスの担い手は、ボランティアで行うのではなく、継続的な運営が可能となるためには、『業』として行うことが求められる。

その担い手として、「地域のことは地域で考え、実践する」の視点から地域住民が担い手となることが考えられるが、過疎化や高齢化、また青年層の地域外勤務等による人材不足の状況が見られる。また、外部の組織として、商店やNPO、地元企業、また、自治体が進めているUIJターン者が考えられるが、いずれにしても、担い手自身も地域で生活することが必要になることから、『業』としての成立可能性を探ることが求められる。

次に、生活まるごとサービスの実施については、純粋な商業サービスと異なり、地域の安心・安全のためのサービスである。したがって、サービスの全てを担い手側が提供するのではなく、地域住民の協力によって成り立たせることが必要となる。

例えば、各種生活サービスが、サービスの提供のために各集落を回ることは、『業』としての継続が難しい。『業』としての成り立たせるためには、いくつかの集落の結節点まで集落住民が出向き、サービスを購入するといった、集落住民側の協力が不可欠となる。

図4-5（集落における生活まるごとサービスの提供イメージ）



生活まるごとサービスへの対価の支払い

生活サービス機能を継続的に維持していくためには、生活サービスへ「対価」等の支払っていくことが求められる。また、対価を支払うことにより、地域・住民が生活サービスに対して自立していくものとなる。